

令和4年度秦野市高齢者施設等物価高騰対応支援金支給実施要領

(趣旨)

第1条 コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響により、介護サービス事業者の経費の負担が増大していることから、高齢者施設等の運営支援を目的として、秦野市高齢者施設等物価高騰対応支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要領において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによるものとする。

- (1) 入所施設 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- (2) 大規模通所系事業所 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- (3) 小規模通所系事業所 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- (4) 訪問系事業所 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、介護予防支援
- (5) 特定施設 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの

(支援金支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、別表に掲げる高齢者施設等のうち次の要件を満たすもの(以下「支給対象事業所」という。)を運営する事業者(以下「支給対象事業者」という。)とする。

- (1) 秦野市内に所在していること。
- (2) 令和4年10月1日以前に神奈川県又は秦野市の指定を受けて、申請日時点で現に運営していること。

- (3) 事業者の事業計画上、令和5年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、光熱費、燃料費又は食材費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げを行う高齢者施設等（別表の区分の入所施設に限る。）については、支援金の支給対象としない。ただし、申請日において、当該引上げの前の額まで利用者負担の額を引き下げ、既に徴収した差額を返金することとしている場合はこの限りでない。

（支援金額）

第4条 支援金の支給額は、別表の支給単価のとおりとする。

（支援金の申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、令和4年度秦野市高齢者施設等物価高騰対応に係る支給申請書に次の書類を添えて、令和5年3月31日までに市長に提出すること。

- (1) 振込先が確認できる預金通帳等の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

（暴力団排除）

第6条 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第8条の規定に基づき、第5条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者について、秦野市暴力団排除条例第13条第2項に基づき、神奈川県警察本部へ提供することができる。
- 3 市長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

- 第7条 市長は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和4年度秦野市高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないと決定したときは、令和4年度秦野市高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告又は調査)

- 第8条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

- 第9条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第 10 条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第 11 条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 12 条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第 13 条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和4年10月1日時点における定員1人当たり 15,000円
大規模通所系事業所	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 200,000円
小規模通所系事業所	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	1事業所当たり 100,000円
訪問系事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 50,000円

備考

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の小規模通所系事業所と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関を除く。
- 5 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。